

# 持ち去りに関する法的整理について（現行法令での対応）

## 1 窃盗罪（刑法第235条）

他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

## 業務妨害罪（刑法第233条）

虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

## 威力業務妨害罪（刑法第234条）

威力を用いて人の業務を妨害した者も、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

構成要件	現状	課題等
誰の者か	<p>○「ごみ」は一般的には所有権を放棄していると見なされ「無主物」とされている。</p> <p>○持ち去られている「不燃ごみ」は「福岡市一般廃棄物処理実施計画」に基づいて適正に排出されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出者は市が収集することを前提に決められた日時・場所にゴミを排出している。</li> <li>・排出者は第三者が持ち去ることを前提に排出しているわけではなく、第三者の持ち去りを容認しているわけでもない。</li> <li>・市は決められた日時・場所に収集に向かっている。</li> <li>・排出者は市がゴミを処理するということを前提に有料指定袋を購入している。</li> </ul>	<p>○排出者と市との間で何らかの契約がなされていると見なせないか。</p> <p>○所有権は、「排出者」または「市」のいずれかにあると言えないか。</p> <p>○「無主物」とは言えないのではないか。</p>
<p>●平成19年12月10日東京高裁判決（世田谷区清掃・リサイクル条例違反事件） 集積所に排出された資源は、区の行政回収制度のシステムに乗せられたものであるから、一般的に、区又は排出者の管理権ないし所有権の下にあるものと解され、その管理権ないし所有権を侵すことは許されない。</p> <p>●平成19年12月13日東京高裁判決（世田谷区清掃・リサイクル条例違反事件） 区民が集積日に集積所へ排出した古紙や缶等の資源廃棄物については、区が回収することを前提に集積されるもので、区民が集積所に排出したからといって所有の意思を放棄したものではなく、むしろほとんどの場合は、区によって回収されるまでは区民によって所有・占有されており、区が回収することによってその所有権や占有権が区に移転、承継されるものと考えるのが相当である。したがって、集積所の資源廃棄物は、一般的には無主物ではないというべきである。</p> <p>●平成19年12月26日東京高裁判決（世田谷区清掃・リサイクル条例違反事件） 行政回収システムに基づき集積所に置かれた古紙等は、民法の解釈としても、その置かれた時点から区の所有に属することになり、同項の定める所有者のない動産には当たらないと解するのが相当である。</p> <p>●平成20年1月10日東京高裁判決（世田谷区清掃・リサイクル条例違反事件） 区民が、古紙等の資源を収集日に資源・ごみ集積所に排出するのは、これを再生利用の目的となる有価物のものとして、区の収集、回収によるリサイクル事業に委ねるためであるから、区又はその委託を受けた収集運搬業者が資源・ごみ集積所からこれを収集してその占有下に収めるまでは、一般に、区民は、なお継続してこれを所有占有しているものとみるべきである。</p>		
対象物が特定できるか	○ごみ袋は有料指定袋（市が委託して製作）であり、対象物の特定は可能である。	
価値があるか	<p>○市は収集した不燃ごみからアルミと鉄を選別・売却し市の歳入としている。（年1.5億円～3億円）</p> <p>○市民は有料指定袋を15円、30円、45円で購入している。</p> <p>○アルミ缶1缶の価値は約1.6円。1袋あたり約30缶とすると約50円の価値がある。</p>	
窃取に該当するか	○ごみ袋に「持ち去り禁止」と明記する。（予定）	
その他	○市は市民が排出した家庭系廃棄物を適正に収集運搬する責務がある。	
		<p>◎窃盗罪を適用できないか？</p> <p>◎業務妨害罪を適用できないか？</p>

## 2 軽犯罪法違反（軽犯罪法第1条第1項第32号）

入ることを禁じた場所に正当な理由がなくて入った者は、これを拘留又は科料に処する。

構成要件	現状	課題等
入ることを禁じている場所か	<p>○集合住宅のごみ置き場では「関係者以外立ち入り禁止」等を掲示しているごみ置き場がある。（すべてではない。）</p> <p>△戸建て住宅の場合は排出場所が公道上であるため入ることを禁じることができない。</p>	<p>○集合住宅のごみ置き場に「関係者以外立ち入り禁止」等掲示すればよいか。</p> <p>◎軽犯罪法違反を適用できないか？</p>
場所（エリア）が明らかか	<p>○集合住宅のごみ置き場はフェンス・ブロック等で囲われており禁じる場所は明らかである。（一部不明確）</p> <p>△戸建て住宅の場合は排出場所は明らかではない。</p>	

# 持ち去りに関する法的整理について（条例化について）

## 1 世田谷区清掃・リサイクル条例違反事件における争点

争点	東京簡易裁判所 【無罪判決の理由】	東京高等裁判所 【有罪判決の理由】
持ち去りを禁止している「場所」が明確か	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例で持ち去り禁止を定めている「所定の場所」がどこなのかが明確でない。</li> </ul> <p><b>本市は戸別収集であるため、場所の特定は困難である。</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例で持ち去り禁止を定めている「所定の場所」は通常の判断能力を有する一般人において容易に理解できる。</li> <li>・口頭注意、警告書による警告措置を講じ、集積所からの持ち去り行為が禁止されていることが周知されている。</li> <li>・禁止命令を受けた者が、命令に違反した場合に初めて処罰の対象となることを考えると場所が不明確とは言えない。</li> <li>・被告が場所を事前に把握できたからこそ持ち去り行為が成立している。</li> <li>・場所がどこにあるかを法令で具体的に定めていない刑罰法規も多数存在する。（軽犯罪法、風俗営業法、銃刀法、鳥獣保護法）</li> </ul>
現地に看板が設置されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看板が設置されていない集積所が多数あり、持ち去りを禁止する場所の特定が不十分である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・起訴事案の集積所には看板が設置されている。</li> <li>・すべての集積所に看板等を設置することは困難であるため、設置されていない集積所があるからと言って不合理とは言えない。</li> </ul>
集積所が把握されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての集積所が記載されているわけではない。また、集積所の地図に関する公表が不十分である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区にごみ集積地図が備え付けられ、集積所には赤丸等のしるしで概ね明示されている。</li> <li>・区民が集積場所を把握したいときに、おおよその位置を把握できるようになっており、所在地の公表に努めていると言える。</li> </ul>

世田谷区と本市とでは排出形態や手数料の有無が異なる。

- 収集形態
- 排出形態
- 処理手数料

### ※本市と世田谷区の違い

	世田谷区(古紙)	福岡市(不燃ごみ)
○収集形態	ステーション収集	戸別収集
○排出形態	ひもでしばる	指定袋
○処理手数料	無料	有料

## 2 条例化に向けた検討

検討事項	現状	特記事項等
規制するごみの種別をどうするか	<ul style="list-style-type: none"> <li>○持ち去り行為が多いのは「不燃ごみ」。「粗大ごみ」や「空きびんペットボトル」の持ち去りも行われている。</li> </ul>	<p>【規制対象案】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①「不燃ごみ」のみ</li> <li>②「不燃ごみ」, 「粗大ごみ」, 「空きびんペットボトル」</li> <li>③すべてのごみ</li> </ol>
「ごみ」という扱いでよいか	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「不燃ごみ」のように「ごみ」のままでは価値がないものとしか認識されない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「不燃ごみ」を「資源ごみ」や「資源物」へ変更する必要があるのか？</li> </ul>
夜間収集のままでよいか	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定期収集はすべて夜間収集である。</li> <li>○「日没から深夜0時まで」が排出時間であるため、持ち去りが人目につきにくい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○他都市と同様に「不燃ごみ」を「昼間収集」にすることにより、昼間は人目があるため持ち去りがしにくくなるとともに、取り締まりが容易となる。</li> <li>△昼間の景観を損なう。昼間にごみ収集車が細い路地を含めて通行するため交通安全や効率性の問題が発生する。</li> <li>△ごみの種別により排出時間が異なると市民の混乱を招く恐れがある。</li> </ul>
戸別収集のままでよいか	<ul style="list-style-type: none"> <li>○戸建の場合、家の前の公道上に排出している。（集合住宅はステーション）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○他都市と同様に「ステーション収集」とすることにより、持ち去りを禁止する場所が特定しやすくなる。</li> <li>△市民は現在よりも遠い場所までごみ袋を運ばなければならない。場所の選定・地元管理・不法投棄対策などが必要となる。</li> </ul>
持ち去り禁止看板の設置について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○集合住宅のごみ置き場の一部には「関係者以外立ち入り禁止」や「持ち去り禁止」等を掲示している。（掲示なしが大半）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○集合住宅の場合、ごみ置き場に「持ち去り禁止」の看板等を設置することは可能である。</li> <li>△戸建て住宅の場合、排出場所が公道であるため看板設置が困難である。</li> </ul>
ごみ置き場の場所の把握について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅地図に収集ルートを示して把握している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○集合住宅のごみ置き場の場合はポイントを明示して把握することは可能である。</li> <li>○戸建て住宅の場合はルート（ライン）として把握することが可能である。</li> </ul>
条例のタイプについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>○禁止命令タイプ（9都市）</li> <li>○所有権明確化タイプ（1都市）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○禁止命令タイプが主流である。</li> <li>△所有権明確化タイプでは被害額が少額であるため起訴されにくい。</li> </ul>
罰則について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○罰金20万円以下（6都市）、過料5万円以下（2都市）、罰則なし（1都市）、所有権明確化（1都市）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○罰則付きの条例は効果が高い。</li> <li>○京都市は罰則なしであるが効果はあがっている。</li> </ul>